

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成21年9月8日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員）

酒井康夫，中野裕也，前坂光雄，前田泰道，前田朋子，本林秀夫，  
山西陽裕

（欠席者）足立聖子，古賀栄美，高橋秀範，竹田真理子，宮下和己

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

末次首席家裁調査官，倉田首席書記官，谷本主任書記官，  
小鹿野事務局長，木村総務課長，望月総務課課長補佐

### 第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），  
△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

#### 1 開会

#### 2 所長あいさつ

#### 3 委員の紹介

#### 4 前回の意見に対する当庁の取組

（1）それぞれの「教育的措置」の目的について  
別紙第1のとおり説明した。

（2）「教育的措置」の数を増やすことについて

前回の委員会（２月４日）以降の実施人数を報告した。

5 「成年後見制度」についての説明

別紙第２のとおり

6 意見交換等

テーマ「成年後見制度について」

- ◎ 外部機関との連携の在り方と、和歌山で行っている手続案内の在り方について、主に御意見を伺いたい。
- ヘルパーの案内所やスーパーマーケットなどの身近な場所にパンフレットを置くことを考えてみてはどうか。
- 関係機関や市町村役場，社会福祉協議会等には配布しているが，老人関係施設やスーパーマーケットなどまでには現在パンフレットは置いていない。
- 配布場所を広げようというのであれば，スーパーマーケットなどにパンフレットを置くというのもあり得るが，そこまでする必要があるのかという問題もある。
- ◎ 最近では，後見人制度について報道されることもあるが，一般的には，まだそれほどよく知られていないという印象か。
- そうだと思う。身近な人，例えば自分の親がそういう状態にならない限りは，この制度を理解しようとしなないと思う。財産に対する後見というのは，財産のある方だけの制度だとずっと思っていたが，そうでもないのか。
- ◎ 介護施設に入るにしても，施設と入所契約を結ぶ必要があり，施設としては，判断能力に問題のある人と契約するわけにはいかないもので，財産のない方でも，やむにやまれず，申立てをする場合がある。周りの親族が申立てをする場合もあるし，市町村が申立てをする場合もある。
- 和歌山県内で，どの程度の申立てがあるのか。
- ◎ 後見の件数だけを申し上げると，本庁と支部を合わせた数で，平成２０年度に新しく申立てがあったのが２１３件，平成１９年は２３１件，平成１８

年が一番多くて486件である。この年は障害者自立支援法が施行された関係で、施設入所中の知的障害者が大量に申し立ててきたため、全国的に多かった。その前年の平成17年度は144件で、平成16年は97件である。高齢化社会なので、時代とともに増えつつあるということはあるだろう。

■ 実際には親族が世話をしているため、申立てをちゅうちょされる方も多いのではないかと感じている。

◎ 申立てをしても、身内の反対があつて取り下げたということも結構あると思う。

それと、そもそもこういう制度があるということを知らないということも、原因にあるのだろう。

関係機関との連携として、年に1、2回協議会等を開いたり、パンフレットを置いてもらったりという以外に、個別の事件で具体的に連絡をとり合つてというようなこともあるのか。

■ 個別の事件で連絡を取るということはほとんど例がないが、市町村の役場や法テラスで、裁判所に行くよう指導を受けたという申立人は結構いる。

○ 配布資料を見ると、市町村長が申し立てたものが前年比28.9パーセントの増加となっているが、どういう意味なのか。また、和歌山の市町村長申立件数が39件というのは、和歌山の人口からすると多いような気がする。子供や親族ではなく、市町村長が申し立てるということが和歌山では多いのか。

◎ 例えば子供や親族がなく、生活保護を受けながら施設に入っているという方について、判断能力の低下が著しく、話も全然通じない状況になってきたということで、市町村が申し立てるような場合が考えられる。自治体の申立てには、どちらかというとき余り財産がない方の例が多い。

○ パンフレットを老人関係施設に置いてるだけでは駄目だと思う。既に判断能力の十分でない人が、自分で進んで、この制度を利用するということがあ

り得ない。この制度を利用しようとするのは、子供ぐらいの世代なので、その人たちが見るようなところに置いてはどうか。

和歌山は、4人に1人が65歳以上で、高齢化率が近畿で一番高いところなので、先ほどの申立件数から考えると、あまり制度は利用されていないと思う。自分自身、これだけ説明を受けても、自分の両親がそのような状況となったときに、この制度を利用するかと聞かれたら、しないかもしれないと思う。それは、利用するメリットが十分理解できないからである。ほとんどの人は、今までどおり両親の看病をしていけばいいと思っている。だから、この制度をみんなが利用するところまで普及させるというよりも、本当に利用しなければならない人たち、つまり身寄りがいないとか、貯金がないとか、頼る人がない人のための制度にしていくことを考えていくべきだと思う。

□ 確かに、周りの人がしっかりしていて、自分たちでお金を出してやっていけるのであれば、そこまでやる必要がないという意見もあると思う。しかし、実際には、本人と外部との関係で、契約不可能という事態が生じてきた場合には、やらざる得ないということになって、申し立ててこられるという場合も多いように思われる。

◎ 例えばひとり暮らしをされている方が、無駄なものを買って、預金通帳を見たらお金が何百万も減っているのに子供が気づき、慌てて申立てをしてくるという場合がある。この後見制度を利用しておけば、契約を取り消したりして、お金を取り戻せる可能性があるから、そういうメリットがある。同居してる方がしっかりしているという場合でも、最近は金融機関での本人確認が厳しくなっているので、本人の様子を見て、金融機関が家庭裁判所へ相談に行くように勧める場合がある。また、施設などと入所契約をしなければいけないときは、御本人の判断能力が疑わしいので、施設側が家庭裁判所へ相談に行くよう勧めることがある。したがって、メリットというより、必要に迫られて家庭裁判所に相談に来られるという場合が多いのだと思う。

- 第三者のメリットはあるかもしれない。例えば、本人から借金をしている人が返済しようとする場合に、御本人が認知症等になっていて、返済したことを理解してくれないようなときには、誰かが後見人になって領収書を書いてくれないと困る。このように、契約関係を正常化するために制度を利用することが増えていくと思うので、手続の方法をもう少し検討して、分かりやすくすべきではないか。
- ◎ 手続の話になるが、法律上は、原則として鑑定をすることになっているが、時間も費用もかかるので省略している例が圧倒的に多い。申立ての段階で必ず診断書を付けてもらうことになっているので、それで判断できる場合が多い。このように、申立人側の利便性を考えながら進めている現状にはあるが、まだまだ工夫をする余地はあるものと考えている。
- 配布資料を見ると、審理期間がかなり短くなっているように思う。以前、別の裁判所に申し立てたところ、1年たっても結果が出ないというケースがあった。現在のように審理がスムーズに進むと使い勝手がよくなり、手続を行う人が増えてくるのではないか。
- 申立てに必要なものが18項目もあるので、これだけ集めるのは大変だろうと思う。裁判所に行くのが1, 2回で済めばいいが、書類に不備があるからもう一度、ということがあるのではないか。もう少し簡略化することはできないのか。
- ◎ これでも数は減らしてきているし、記入しやすいように記載例を付けたり、同じ書類を重複して出さなくて済むようにするなど、申立人の利便性を考えて簡略化してきているが、どうしてもチェックしなければいけないところがあるので、減らせない部分もある。
- 財産関係について1か月以内に調べて提出するようにとのことだったが、親が死んだときに、財産目録を1か月で作成できるのだろうか。
- ◎ 今後まだ出てくる可能性があることを明記した上で、その時点で分かる範

困で出していただくことになる。一般の方にとって、財産目録を作成するのが大変なことであるのは分かっているが、必要なものなので、努力していただいている。

○ 人の財産を管理したり、様々なことの決定権を持つわけだから、この程度の書類の提出は仕方ないのではないか。これぐらいの審査をしないと不正行為もチェックできないだろう。何でも簡略化すればいいわけではなく、最低限は必要なのではないか。

◎ 申立てを考えている方には、まず予約をして裁判所に来ていただき、説明用のDVDを見てもらったり、必要書類についてお教えしたりということをする。次に、実際に申立てに来られるときも予約していただいて、受け付けてすぐその場で事情聴取をするという態勢でやっているのだから、裁判所に来るのは通常2回で済む。

■ 書類に不備があっても郵送してもらえばいいので、別途裁判所へ来てもらわなくてはいけないようなことはほとんどない。

◎ 和歌山ではまだ、ボランティアの後見人を選任したという例はないとのことだが、その理由は何か。

■ 市民後見人が養成されていないからである。大阪では市民後見人が養成され、実際に選任もされているが、奈良や大津などの状況は和歌山と変わらないと思われる。

和歌山県成年後見支援センターで、市民後見人の育成に取り組んでいるとは聞いているが、育成状況等は裁判所では把握していない。これについては、裁判所としても、ある程度積極的に取り組む必要があると考えている。

○ 一番困っているのは身寄りのない、財産のない人であり、この受け皿育成が一番の課題ではないか。

## 7 次回委員会の意見交換テーマ

面会交流について

8 次回委員会の開催日時

平成22年5月13日(木)午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会

(別紙第1)

それぞれの「教育的措置」の目的について

1 老人ホーム・保育所での奉仕活動

(目的) 自分が社会の役に立つことを自覚させる。自分よりも弱い立場の人の世話をすることにより、頼られ、感謝されることを体験させる。また、自分よりも弱い立場の人の存在を理解させることにより、コンプレックスの克服を図る。

2 清掃活動

(目的) 自分になじみのある場所をきれいにすることで地域とのつながりを意識させ、目に見える形でやり遂げることで達成感を味合わせる。また、苦勞してきれいにすることで、今後自らが公共の場を汚すことのないよう意識させる。さらに、親子で作業することにより、親子間のコミュニケーションの改善を図る。

3 万引き被害を考える会

(目的) 被害者の気持ちを理解させ、改めて、万引きによる社会的な影響について、親子で考えさせる。二度と万引きをしない、させないという決意をさせる。

4 シンナー指導

(目的) 医学的な立場から身体への悪影響を説明して、自分を大切にすることを意識させる。ひいては他人を大切にすることを意識させる。



(別紙第2)

## 後見開始の審判申立

審判確定までの標準的な審理の流れ

1

## 成年後見制度とは？

判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

- 任意後見制度
- 法定後見制度
- 将来判断能力が不十分になる前
- 判断能力が不十分になってから

2

## 法定後見制度とは？

		後見人	保佐	補助
対象者の判断能力		全くない	著しく不十分	不十分
申立ができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権	特定事項についての同意見、取消権	
	申立てにより与えられる権限		特定事項以外の同意見、取消権 特定の法律行為についての代理権	特定の事項についての同意見、取消権 特定の法行為についての代理権

3

## 法定後見人にはどのような方が選ばれるのですか？

- 家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。
- 本人が必要とする内容などによっては、申立の際に挙げられた候補者以外の方(弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家)を選任することもあります。

4

## 法定後見人の役割は何ですか？

- 本人の意思を尊重しながら、本人に代わって財産を管理したりすることによって、本人を保護・支援する。
- 法定後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受ける。

5

## 後見開始の審判申立

審判確定までの標準的な審理の流れ

6

### 手続案内

- 毎週 月・水・曜日の 午前10～、11～、午後1時～、2時～、3時～
- DVDの視聴
- 調査官による制度説明

7

### 電話予約

月曜日から金曜日までの  
午前9時30分～・午後1時30分～

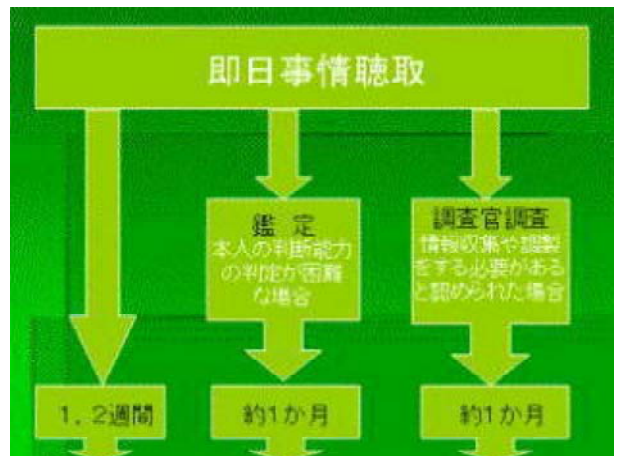
### 申立て

8

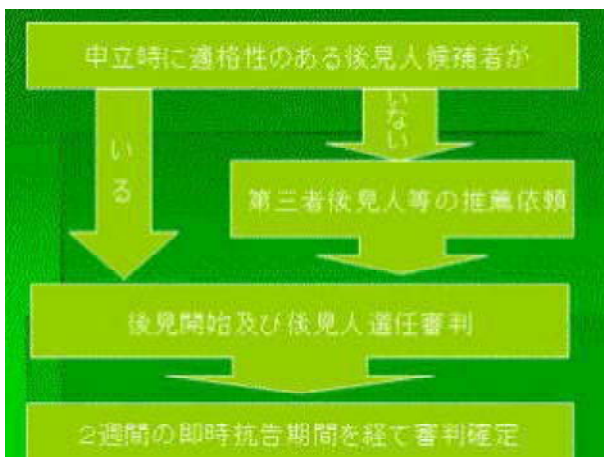
### 即日事情聴取とは？

- 申立人、成年後見人等候補者その他関係者らから事情を聴取し、これにより得られた情報により、その後の手続選別及び進行に役立てようとする審理方式

9



10



11

### 関係機関との連携

- ① 地域窓口の拡大
- ② 申立て
- ③ 鑑定
- ④ 後見人候補者の給源
- ⑤ 協議会の開催

12